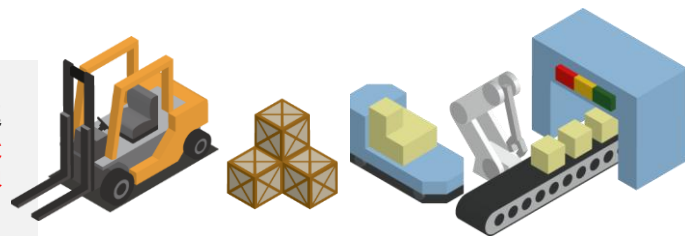


新規事業や高付加価値事業への進出を支援 中小企業新事業進出補助金

中小企業新事業進出補助金とは？

既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる**設備投資等を支援し、新規事業への挑戦を後押し**。中小企業の生産性・収益の向上を図りつつ、**従業員の賃上げにつなげていくことを目的**としています。



補助事業概要

項目	内容
補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
補助上限額	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21～50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51～100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者(事業終了時点で①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後上限額)
補助率	1/2
補助対象経費	建物費、構築物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費、広告宣伝・販売促進費

※その他詳細は公募要領をご確認ください。

補助上限額

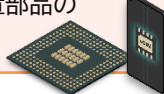
9,000万円

(補助率 1/2)

活用イメージ

1

機械加工業でのノウハウを活かして、新たに半導体製造装置部品の製造に挑戦。



2

医療機器製造の技術を活かして蒸留所を建設し、ウイスキー製造業に進出。



事業スキーム

事前準備	公募開始～交付候補者決定	交付決定～補助事業実施	補助事業終了後
新規事業への検討 計画の策定	申請受付開始 公募締切 審査 交付候補者決定	交付申請決定 補助事業開始 補助金の確定 補助金の支払い 補助金の請求	事業化状況報告 知的財産等報告

第1回公募開始！

公募開始
令和7年4月22日(火)
申請受付
令和7年6月頃(予定)
公募締切
令和7年7月10日(木)

幅広い費用が補助対象となるため、**新事業進出を目的とした機材導入、宣伝などを検討している企業**にとっては汎用性の高い補助金です！ぜひ活用を検討しましょう！

佐園達哉税理士事務所（認定経営革新等支援機関）

TEL:079-429-6623 FAX:079-429-6624

〒675-0010 加古川市野口町良野242番1の3オフィス松風101号室

～認定支援機関で対応できます～

- 各種補助金申請
- 経営改善計画書の作成
- 創業支援
- 優遇金利での資金調達 など



▲動画でも▲
ご視聴できます